

令和4年4月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年4月26日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時09分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
副局長 江藤 政克
教育参事監 宮村 進一
総務室長 市川 秀樹
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 古島 そのえ
企画調整担当課長 櫻山 周
管理担当課長 高橋 敦
県立高校改革担当課長 千葉 剛
行政課長 増田 慎
インクルーシブ教育推進課長 林 麻佐美
参事兼高校教育課長 増田 年克
高校教育企画室長 渡貫 由季子
学校支援課長 能條 直幸
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 4月臨時会 会議日程

日時 令和4年4月26日(火) 9時30分から
場所 神奈川県庁東庁舎9階 委員会会議室
(オンライン会議システムを併用)

1 議事

日程第1

- | | |
|----------|--|
| 臨教第6号議案 | 令和5年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第7号議案 | 令和5年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第8号議案 | 令和5年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について |
| 臨教第9号議案 | 神奈川県公立高等学校入学選抜制度改善方針について |
| 臨教第10号議案 | 令和4年第2回県議会定例会への提案に係る申出について |
| 臨教第11号議案 | 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について |
| 臨教第12号議案 | 人事案件について |

2 協議・報告事項

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 報告1 | 令和4年度教育委員会不祥事防止取組方針について |
| 報告2 | 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について |

教育委員会 4月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 4月臨時会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は神奈川県教育委員会会議規則第2条の2第1項に基づくオンライン出席により、河野委員が出席することを認めております。
本日の会議録署名委員ですが、佐藤委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

佐藤委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第1として「令和5年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ほか6件の付議案件があります。
また、協議・報告事項として「令和4年度教育委員会不祥事防止取組方針について」ほか1件の報告があります。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第10号議案は、知事への申出に関する案件、また臨教第11号議案及び臨教第12号議案は、人事に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。では、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思います。
また、日程第1の臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案は関連する案件でありますので、続けて説明した後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
なお、オンライン出席の河野委員におかれましては、会議の途中で万一映像などに不具合が発生した場合は、一旦オンライン会議から退出していただき、改めてこちらから会議への参加を招待させていただきますので、よろしくご承知おき願います。また、会議へ参加できないなどの不具合がさらに発生した場合は、事務局から委員あてにお電話をさせていただきます。必要に応じて、会議規則第2条の2第1項に基づき、音声の送受信に変える場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員、よろし

くお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第1の臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案に入ります。

臨教第6号議案 令和5年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

臨教第7号議案 令和5年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について

臨教第8号議案 令和5年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 ファイル01「臨教第6号議案」をご覧ください。「令和5年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」です。これは令和5年度の神奈川県立の高等学校の生徒募集に係る基本方針として、要綱を制定いたしたく提案するものです。同じくファイル02「臨教第7号議案」ですが、これも県立海洋科学高等学校の専攻科について、同様の趣旨から要綱を制定するものです。同じくファイル03「臨教第8号議案」ですが、令和5年度神奈川県立の中等教育学校について、同様の趣旨から要綱を制定するものです。

臨教第6号議案、臨教第7号議案及び臨教第8号議案について、併せてご説明します。これらの議案は、令和5年度県立高等学校の入学者募集、専攻科の入学者募集及び中等教育学校の入学者募集の基本方針となる要綱を制定するもので、毎年、年度定めとしているものです。議案の概要について、お手元の配付資料、ファイル04「臨教第6～8号議案関係」に沿ってご説明します。

それでは資料「臨教第6～8号議案関係」をご覧ください。「I 令和5年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ですが、最初に資料の「日程」についてご覧ください。「(1)」から「(4)」は、募集の区分ごとに日程をお示ししております。資料にはありませんが、日程を決めるに当たっての考え方について、若干ご説明させていただきます。私立高校の検査日を考慮すること、公立中学校の卒業式の日程を確保すること、定通分割選抜の二次募集の合格者の発表を3月中に終えること、全体の選抜期間の短縮を目指すこと、さらに学力検査等の曜日などを勘案して決定しております。また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定され、学力検査等及び追検査を受検できなかった志願者の中で、希望する者を対象とした追加の検査の日程を設定しております。また、神奈川県立の中等教育学校及び横浜市立、川崎市立中高一貫校の検査日となっている2月3日は、募集期間から外すこととしております。

続いて、お手元の資料 2/5 ページをご覧ください。「2」は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集における通学地域を撤廃するものです。これまで、通学する生徒の安全等を考えて、1 時間程度で通えるよう、通学地域を設定してきました。しかし、生徒の居住地によっては、自宅から最も通いやすい実践推進校と自宅との間に通学地域の境界線があり、その学校に志願できない場合があるなど課題もありましたので、それを改善するものです。「3」は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集二次募集と、定通分割選抜を同時に志願することを可能とし、共通選抜二次募集との同時志願はできないということを明記したものです。「4」「7」は、成年年齢の引下げに伴い、定時制の課程及び単位制による定時制の課程の検査において、作文をもって学力検査に代えることができる年齢を、18 歳に引き下げたものです。「5」「6」は、共通選抜、特別募集及び中途退学者募集の追検査の期日について、2 月 22 日(水)に統一したものです。続いて、3/5 ページをご覧ください。「8」は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集における通学地域の撤廃に伴い、通学地域の別表を削除しました。日程を含む選抜要綱については、毎年 5 月初旬までに公表してきました。今年度も、受検者、保護者への早めの情報提供を行いたいと考えておりますので、本委員会でのご審議をお願いいたします。

次に、3/5 ページ「Ⅱ 令和 5 年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について」をご覧ください。「1」「2」は、共通選抜と同一日程で実施していた学力検査日を、2 月から 11 月第 1 週に変更することに伴い、募集期間と学力検査の期日を変更したものです。これは、2 月の実施ですと大学入試の日程が既に終盤となっているため、専攻科受検の結果によっては、生徒の進路選択の幅が狭くなるといったことを考慮し、大学の推薦入試とほぼ同時期に行うという変更をしております。続いて、4/5 ページをご覧ください。「3」は、学力検査の科目について、例えば漁業生産科において、「航海に関する科目」「運用に関する科目」「法規に関する科目」この 3 科目をまとめて「船舶運航（航海）に関する科目」とし、科目を横断する幅広い知識を問う検査科目としたものです。また、専門知識を身に付けるための基礎となる「数学Ⅰ」を全学科共通の検査科目としております。「4」は、学力検査の科目の見直しに伴い、学力検査の科目の時間割を変更したものです。「5」は、合格者の発表の日時を、11 月に行われる学力検査に合わせて変更したものです。続いて、5/5 ページをご覧ください。「6」は、二次募集の時期について、共通選抜の日程に準じることを明記したものです。

最後に、5/5 ページ下段の「Ⅲ 令和 5 年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」をご覧ください。「1」は、志願手続について、指定されたウェブサイト上で行い、入学願書その他必要な書類等を志願先の中等教育学校の校長あてに、簡易書留で郵送する方法に変更したものです。「2」は、志願手続の方法の変更に伴い、出願期間を見直したものです。なお、ご家庭にネットワーク環境がない方については、各志願先の中等教育学校において志願手続を行っていただけるよう対応します。

以上で、臨教第 6 号議案、臨教第 7 号議案及び臨教第 8 号議案の説明を終わります。これら三つの議案について、本日議決をいただきましたら、横浜市、川崎市及び

横須賀市の教育委員会と調整の上、「令和5年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜の主な日程等について」として、4月28日に報道あて参考資料送付を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらよろしくお願いいたします。笠原委員。

笠原委員 インクルーシブ教育実践推進校について、高校教育課長のご説明にあった、通学地域を撤廃するという点に関連して、具体的にどのようなメリットを受けるのか、改善することによって、今後受検する子どもたちにとって、かなり大きなメリットがあるという判断の下で行われたと思うのですが、その辺りの実際の実態把握をされていると思うのですけれども、状況が分かれば教えていただきたいと思います。

高校教育課長 今まで通学地域をほぼ1時間程度ということで、当然、公共交通機関の便等を参考にエリアの方を決めてきたという状況があります。ただ、場所によっては、横浜市から藤沢市に向けて鉄道が走っているようなエリアもありまして、横浜市内に居住している生徒にとっては、藤沢市にある学校が実は一番近いという状況がありました。ただそこに居住地、いわゆる通学地域の境界線があったためにその学校を志願できず、もう少し時間がかかる学校を選ばざるを得なかったという状況が何か所かで発生している、そんな状況があります。今回、この区分を撤廃することにより、そういった境界から近いところに通うこともできるという点でメリットがあると考えております。また、この区分をなくすことによって、より生徒が自分の居住地から通いやすい学校を選ぶという点においても、様々な支障がなくなるということで、遠隔地に通うというよりはむしろ通いやすい学校を選びやすくなる、そういった点がメリットになったと考えているところです。

笠原委員 そのことに一つ関連して、中学校側とか、あとは入学したインクルーシブ教育実践推進校の先生方からのお話の聴き取りなど、状況も踏まえた上ということで理解してよろしいですか。

高校教育課長 そういった聴き取りを行うと同時に、こういう変更を検討していくことについての周知の時間も取らせていただいたという状況です。

下城委員 それでは他にいかがでしょうか。

笠原委員 海洋科学高校の入学選抜の学力検査の科目の見直しということで、幅広い知識を問うような科目構成にしたという点については、すごくいいことだと思っているのですが、裏を返して言うと、現実にはやはりそういう知識がこれから必要になるということと、なかなかそういう知識を身に付ける機会がないという、そういったことがあったという理解でよろしいでしょうか。

高校教育課長 科目自体をまとめることによって、学力検査自体の出題を一つの科目として行うということであって、それぞれの科目の内容については、しっかりとその中でも出題はしていくという方向性です。

笠原委員 失礼しました。理解が不十分でした。

下城委員 全学科に数学Ⅰを新たに必須とするということですよ。これからの時代に、英語もですが数学もやはり欠かすわけにはいかない。高校のときにちゃんと勉強しておきなさいと。その部分が負担になってしまうというような声はなかったのですか。

高校教育課長 割とこういった水産関係を目指していく生徒たちは、そういったことの必要性というのはいくらも感じていただけていると考えておりますので、しっかり取り組んでいただけているということです。

下城委員 他、いかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 追加の検査の期日なのですが、もし来年のこの時期に新型コロナウイルス感染症が収束していたら、行わないことがあるのか、あるいは他のインフルエンザのような病気でも行うことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

高校教育課長 まず今のご質問の中で、インフルエンザに関しては、追加の検査ではなくて、その前段にある追検査のところではほぼ受検はできると。これは、学力検査から中7日ほど空けたところに追検査の日程がありますので、その時点でインフルエンザに罹っている方は追検査を受検することができると。また同じく、学力検査のときに新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者若しくは感染の状況があったとしても、中7日置けば追検査の受検も可能であると。ただこの追検査の日程のところ、また改めて濃厚接触者等になってしまうと、もう一度受検の機会を失うこととなりますので、そこからさらに、学力検査から2週間空けたところに追加の検査の日程を用意して、そこでカバーしていくという形です。その時点で感染状況が落ち着いていれば、当然受検希望者がいないという状況になると思いますので、その際には追加の検査も行わない、このような考え方をしているところです。

下城委員 よろしいでしょうか。河野委員、よろしいですか。

河野委員 はい、大丈夫です。

下城委員 それでは、ご質問がないようですので、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 では、ただいまの臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案について、原案

のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
では引き続き、下城委員お願いいたします。

下城委員 それでは次に、臨教第9号議案に移ります。

臨教第9号議案 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針について

説明者 渡貫高校教育企画室長

高校教育企画室長 それでは05のファイルをお開きいただき「臨教第9号議案」をご覧ください。

「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針について」です。令和6年度入学者選抜以降に実施する神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針について決定いたしました。ご提案するものです。

では、05ファイルの15ページ目「臨教第9号議案関係」をご覧ください。最初に、「1 神奈川県公立高等学校入学者選抜改善方針の策定」をご覧ください。現行の入学者選抜制度の客観的な検証を行うとともに、入学者選抜制度の在り方について、幅広い視点から検討を行うために、学識経験者や学校教育関係者等を構成員として、令和3年11月に設置された「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会」から、令和4年3月にいただいた報告を踏まえ、「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針」を策定したいと考えております。

続いて、「2 「入学者選抜制度の改善について（報告）」により指摘された現行制度における課題やその改善の方向性等の概要」をご覧ください。「（1）課題」として、「ア 新学習指導要領において育成を目指す資質・能力が明確化されたことや観点別学習状況の評価の観点が整理されたことを踏まえ、入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力を再整理する必要があること」「イ 10分程度で実施している面接において、生徒の意欲を測ることはできても、新学習指導要領で求められる「学びに向かう力」を適切に評価することは困難であること」「ウ 選抜期間が長期に及ぶことに伴い、中学校教育、高等学校教育のいずれにも影響があること」「エ 面接の在り方と、選抜日程の短縮に向けた共通選抜、定通分割選抜といった選抜の在り方について検討することが必要であること」といった指摘をいただきました。次に「（2）改善の方向性・内容」については、「ア 入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力の検討に当たっては、新学習指導要領における資質・能力の三つの柱や観点別学習状況の評価などを十分に踏まえることが必要であり、今後、観点別学習状況の評価を入学者選抜においてより効果的に活用していくことが考えられるこ

と」「イ 入学者選抜の実施期間を短縮し、中学校教育及び高等学校教育への影響をより小さくすることができるよう、定通分割選抜二次募集を廃止するとともに、現在の共通選抜（全・定・通実施）と定通分割選抜の実施時期を変更するなど、選抜の在り方も含めた検討が必要であること」「ウ 面接を特色検査として位置付け、令和4年度から策定・実施される各高等学校のスクール・ポリシーのうちの「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、選抜に必要な学校・学科において、面接による検査を実施するよう改善することが考えられること」といった指摘をいただきました。

こうしたことを踏まえて、「3 改善に当たっての基本的な考え方」として、「入学者選抜の在り方そのものに関わる大きな課題は指摘されていないことから、現行入学者選抜制度の基本的な枠組みは変更しない。」「新学習指導要領において、学力の三つの要素に基づき、すべての教科等の目標や内容が再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られたことを踏まえ、中学校教育と高等学校教育の接続の視点から、入学者選抜において学力の三つの要素を的確に測りとりという理念を継承する。」「入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力については、学習指導要領において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」とする。」「中学校教育及び高等学校教育への影響がより小さくなるよう、受検者の受検機会の確保を図りながら、入学者選抜の実施期間を短縮する。」といったことに基づき、改善方針を作成しました。

続いて、「4 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針の内容」をご覧ください。「（1）改善内容」「ア 選抜時期の変更点」です。「（ア）」定時制、通信制の定通分割選抜の時期を数日繰り下げるとともに、「（イ）」定通分割選抜の二次募集は行わないこととします。これは、夜間定時制及び通信制では、共通選抜の募集が始まる1月末から定通分割選抜二次募集が終わる3月末まで、2か月間という長期間、入学者選抜業務を行っている状況を改善し、中学校教育、高校教育への影響を軽減するためです。定通分割選抜二次募集がなくなることについては、中学校の関係者から、中学校の進路指導により対応できるのではないかというお話をいただいています。続いて、「イ 選抜における検査等の変更点」です。「（ア）」共通選抜（全日制・定時制）における共通の検査は学力検査とし、面接は実施しないこととします。ただし、クリエイティブスクールは学力検査を行わず、特色検査のうち、面接を実施します。併せて、「（イ）」特色検査で実施する検査は、実技検査、自己表現検査、面接とし、各学校のスクール・ポリシーのうちの「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、選抜に必要な学校・学科において、面接による検査が実施できるようにします。また、「（ウ）」「学びに向かう力」については、中学校の観点別学習状況の評価のうちの「主体的に学習に取り組む態度」により評価することとします。学習指導要領の改訂により、育成すべき資質・能力が明確になり、それに伴い、評価の観点が3観点到整理されたことで、中学校での学習状況がバランスよく評価され、評定に総括されるようになったと考えられることから、「学びに向かう力」も含めて、調査書の評定を評価・判定の資料として活用して選考する

こととします。なお、「(エ)」共通選抜(全日制・定時制)における第1次選考においては、調査書の学習の記録の評定及び実施した検査の結果を活用して選考することとし、「(オ)」第2次選考においては、実施した検査と各教科の第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を活用して選考することとします。「学びに向かう力」については、「※」(米印)に注釈を記載しておりますので、後ほどご覧ください。また、中学校における観点別学習状況評価の妥当性と信頼性をより高めるための方策として、これまでも県教育委員会として「学習評価連絡会」を設置し、市町村教育委員会と連携して継続的な支援を行ってきましたが、今後も引き続き取り組んでまいります。資料にはありませんが、高等学校においては、入学者選抜で面接を行わない学校も含めすべての学校で、高校入学後には、中学校での活動を振り返り、高校生活に生かすための資料として、中学校から高校へ引き継がれるキャリア・パスポートを活用したり面談を行うなどして、キャリア形成の視点から、生徒の自己実現を支援していきます。

最後に、「5 入学者選抜制度の改善に関する広報・周知」をご覧ください。教育委員会で決定いただいた後は、改善方針について、記者発表、ウェブページ掲載、市町村教育委員会、中学校・高等学校等教育機関への送付、広報印刷物の作成・配付と説明会等の実施により、関係者に丁寧に広報・周知を行ってまいります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員

それでは、質問がありましたらよろしくお願いいたします。

まず最初に私の方から。この件、発端としては、新学習指導要領で、評価の観点が整理されて明確になったということがあって、そこから併せて、これまでの神奈川県の出抜の問題点、期間が長かったというようなことを改善していこうということだと思いますが、ただ改善という以上は、これまで神奈川県がやってきた入試の良さというものももちろん引き継いでいかなければいけない。とりわけその中で、面接というものをすべてに課してきた、これは神奈川県が頑張ってきたと思いますので、これについて、確かに10分程度で何が分かるのかというマイナスがあったかとは思いますが、とはいえ、これを一部のクリエイティブスクールなどに絞り込むといったときに、今までの良さ、面接の良さというのを検討協議会の中で議論された、これについての意見があったかどうかということをもまず聞かせてください。

高校教育企画室長 検討協議会の中では、面接に関しては、中学校における進路指導において、

「面接に向けた準備をするという中では、教育的な意義がある」というご意見をいただいております。一方では、「主体的に学習に取り組む態度」を、今下城委員がおっしゃったように、「10分間の面接で測るのは難しい。だから一概に面接でなくてもいいのではないか」であるとか、「アドミッション・ポリシーに基づいて各学校が面接を選択する方法もある」であるとか、「「主体的に学習に取り組む態度」は観点別評価により評価、判定する方法もあるのではないか」といったような議論が見られました。

下城委員　　それで方向としてはいいかと思います。これについては、他の委員の皆様いかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員　　面接に関連して、自分の二人の子どもがこの面接を受けた親の立場から、少し意見を述べたいと思います。面接の負担は確かに子どもにとって重かったと思いますが、面接の準備のために作成した面接シート、これを子ども自身が時間をかけて考えて、中学校の3年間で何を学んだのか、どんなことを頑張ってきたのか、自分のどういったところが伸びたと思うのか、またさらに高校の3年間において自分が何をしていきたいのか、学んでいきたいのか、どんなところを頑張っていきたいのかということ自分の言葉で言語化し、それを人に分かる形で表現するという作業をしたということは、非常に本人の経験、成長のために良かったと思っています。この作業を、入学者選抜の場で行わなくても、他の方法で同様のことをできればよいのかなというふうに考えておりますが、そういう機会が今後もあるといいなと思います。

下城委員　　私も、大学入試なのですが長いこと入学者選抜に携わってきた立場ですので、こういう機会があつて、ちゃんと自分で、自分が何を勉強してきたのかというのを文字化する、確認をするということは、試験に受かる、受からない以前にとっても大事なことで、教育効果があると思っています。ただ、それは予備校なども分かっていることなので、これを本人が本当に作ったのかということを見極めるのが大変という問題も、今度は出てくると思います。なので、先ほどご説明にありましたように、キャリア・パスポートですね。3年間通じて何をやってきたのか。これはそうそう作れない、10分間で自分をよく見せる、そんな感じで作れるものではないので、是非このキャリア・パスポートというものを生かしていただきたいと思いますのですがいかがでしょうか、委員の皆さん。

下城委員　　笠原委員。

笠原委員　　入学者選抜というのはゴールではなくて、あくまでも学びの一つの通過点であるわけであつて、先ほど佐藤委員のご指摘にもありましたが、子どもたちが小学校生活でどんなことを頑張ったか、学習であつたり行事であつたりを自分なりに振り返って、そこで頑張った自分を今後どんなふうに成長させていこうかという、そういう機会を設けるとするのはやはりすごく重要なことだと思っています。そうした取組を進めるために、今は小学校でもこういった取組が進み、中学校でも同様に取り組んでいると承知しているのですが、これを小・中・高でつなげていくというこの考え方について、事務局としてはどんな考えを持っているのか教えていただけたらと思います。

高校教育企画室長　　ただいま笠原委員がお話しのとおり、生徒が中学校3年間で振り返って、高校に向けて見通しを持つといった点で、キャリア・パスポートは有効であるととらえております。キャリア・パスポートの取組を入学者選抜の材料ということではなく、中学校から高校へと接続する教育指導の一環として、継承させていきたいと考えます。

またキャリア・パスポートについては、令和3年度から、中学校から高校に引き継がれるようになっておりますので、そういったキャリア・パスポートの活用であるとか、また高校入学後に担任などと面談なども行ってしておりますので、そういったことなどもしっかりと行っていきたいと考えております。

笠原委員 是非今おっしゃったように、子どもたちのウェルビーイングというか、より良く生きていくというその方向の中で位置付けていただいて、子どもたちにとってメリットがあるという、そういう取組にさせていただけることが何よりと思います。

下城委員 入学者選抜制度の改善なのですけれど、子どもたちの学習、人生をより良いものにしていく、その中の一環として、呼び水として考えていきたいということですね。
河野委員、いかがでしょうか。

河野委員 今まで委員の皆さんがおっしゃっていたこと、私もまったく同じ意見をいくつか持っていて、面接というものの有用性、大切さですとか、あとキャリアについて検討する場面とか、いろいろ私も思っていたのですが、今、ご回答いただいた中で、中学から引き継いで、高校に入ってから個別の面談等もあると伺いましたので、面接そのものの改善というのは、今回、入学者選抜としてどうするのかということ、ここで説明する必要が出てくると思うのですね。私は民間にいるものですから、保護者の視点というのを少しお話させていただくと、一般社会ではどうしても今「面接というのは個人を見るのにとっても重要だよ」というイメージは否めないところもありますので、今回どのようにするのかの方針の詳細だけではなくて、どうして改善するかの背景ですとか、その理由などを、丁寧に、中学校、生徒はもちろんですが、保護者の皆さんにも社会に向けても、丁寧に説明することが大切ではないかと思うのですが、何かその辺りいかがでしょうか。

高校教育企画室長 これまで、ここに至るまでも、市町村教育委員会、中学校長会に、検討協議会からご報告いただいた改善の方向性などについては説明してきたのですが、本日以降もまた改めて、各種会議等を通じて、今ご議論いただいたキャリア・パスポートの活用であるとか、面接を行うことで生徒の支援を行うといったことも含めて、市町村教育委員会、中学校に丁寧に説明を重ねていきたいと考えています。また、生徒や保護者に向けては、この後、県教育委員会で分かりやすい説明資料を作成して、中学校に配付したり、ウェブページの方に掲載したりといったことを行っていく予定です。

河野委員 私が最初に感じたようないろいろな意見も出てくるかと思うのですが、どうぞ丁寧に、分かりやすくご説明いただければと思います。

下城委員 他、質問よろしいでしょうか。笠原委員。

笠原委員 今の河野委員のお話に関連するのですが、私たちは今ここで説明を受けていて、例

えばアドミッション・ポリシーとはどういうものであるかというのは、ある一定の理解はできるわけですが、たまたま私が県立高校のホームページをいくつか見せていただいて、既にホームページ上にスクール・ポリシーというのがある学校、出ていないところもあったと思うのですが、スクール・ポリシーとは何なのかという説明されていないのです。唐突にウェブ上に出てきて、一体何なのだろうかという思いです。こういった保護者向けの説明の中で、各学校がアドミッション・ポリシーというのをどんな思いで設定しているのかという辺りのことも含めながら、受検生や保護者にとって、安心して県立高校に入学して、学びの場がきちんと確保されるのだということが伝わるような工夫をしていただくことが重要という気がしました。

高校教育企画室長　　今のご意見も踏まえて、スクール・ポリシーについても分かりやすいように周知していきたいと思います。

下城委員　　私も同意見で、スクール・ポリシーの中のアドミッション・ポリシーなのですが、保護者、外から見てみると、スクール・ポリシーという言葉が新しいので、これは何故出てきたのか、何で必要なのか。より学校のことを言っているのだというところの理解ですよね。そこをしっかりと、受検していただく方々に周知していかなければいけないという。ただスクール・ポリシーはこれだと掲げるだけではだめということですね。

他、いかがでしょうか。よろしいですか。これは、令和6年度からなのですが、2年前予告ということで、もうすぐ公表されるということなのですよ。だから、今日ここで議決して、それである程度、部分的には大きな改善もあるので、面接が全部ではなくとも含めて今日決めるのですが、ただ、今我々から意見しましたように、実施までの2年間を十分周知期間として、これが改善なのだ、これまで取り組んできたことの良さというのを全部まとめていった、絞っていった結果がこの形になっていくのだということを、しっかり皆さんに、神奈川県の方に周知するようにしていかないと、河野委員が言われたように、今面接が主流の中で、何で止めるのかという声はやはり出てくると思いますので、それに対して、「いや、これまでずっとやってきたことの良さを生かしていった結果がこの改善の形になるのだ」ということを、しっかり周知していただきたいと思います。

教育長　　私からも。提案した側として、やはり今日のこの議案として、議論の中で、面接を止めるということが世間にとってどういうふう to 受け取られるのか。委員の皆様は十分背景、それから内容をご説明しているので分かりますが、神奈川県、面接止めてしまうのだ、特色検査の一部としてやるところはやるのだけれども、という受け止めにならないように、面接を止める、まさに背景ですとか、その辺をしっかりと周知しなければ、逆に誤解を受ける形になります。また、面接を止める、全校に取り入れなくなることによって、一人ひとりと対する機会が入学者選抜の場ではなくなるわけですが、そのフォローといいますか、キャリア・パスポートのお話も出ましたけれども、教育現場では一人ひとりの個性に着目して、しっかり子どもたちが歩んできた道

というのを把握するのだと、そういったことも押さえて行かなければいけない。これは当然求められることですので、今日もし議決をいただいて、2年間ありますけれども、しっかりと周知して意義を丁寧に説明していき、誤解を招かないように対応するように、私の方からも事務局の方に徹底させたいと思います。

下城委員 よろしいでしょうか。それでは、採決について教育長にお願いしたいと思います。

教育長 それでは、ただいまの臨教第9号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
では引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員 では次に進行の関係から、協議・報告事項の報告2に移ります。

報告2 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 ファイル10をお開きください。「令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ご説明いたします。

1ページをご覧ください。学習指導要領には、入学式や卒業式などにおいて、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とあります。まず、令和3年度卒業式の状況です。県内のすべての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率は100%で、すべての学校において、国旗が掲揚されました。国歌は、新型コロナウイルス感染症対策のため、斉唱は行いませんでしたが、式次第の中に位置付けて、すべての県立学校で、放送機器等により国歌を会場に流すという対応をしております。また「3 国歌斉唱時の不起立教職員の状況」ですが、県立高等学校では、令和2年度卒業式において、不起立の教職員が1校1名おりましたが、令和3年度卒業式においては、不起立の教職員はおりませんでした。

次に令和4年度入学式の状況です。すべての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率、こちらも100%でした。すべての学校において、国旗が掲揚されました。国歌は、式次第の中に位置付けて、すべての県立学校で放送機器等により国歌を会場に流すという対応をしております。また、「3 国歌斉唱時の不起立教職員の状況」ですが、県立高等学校では、令和3年度入学式に不起立の教職員はおりません

でしたが、令和4年度入学式においては、1校1名の不起立の教職員がおりました。2ページ以降については、県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、そして市町村立小・中学校における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況を記載したものです。後ほどご覧いただければと存じます。

なお、県立学校における国歌斉唱時の不起立者の把握については、不起立であった教職員の人数に加えて、氏名及び指導経過についても、引き続き学校側に報告を求めてまいります。県教育委員会としては、現在こうした不起立があった際には、当該の学校の校長に適切な指導、助言を行うとともに、不起立者本人に対しても指導を行っております。今後も引き続き、粘り強く指導してまいりたいと考えております。

「令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」の報告は以上です。本日の報告資料については、明後日28日、県教育委員会のホームページで公表させていただく予定です。説明は以上となります。

下城委員

それではご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がなければ報告は以上として、次に報告1に移りたいと思います。

報告1

令和4年度教育委員会不祥事防止取組方針について

説明者 増田行政課長

行政課長

ファイル09をお開きください。「令和4年度教育委員会不祥事防止取組方針について」ご説明させていただきます。

2/12ページをご覧ください。県教育委員会における懲戒処分の件数は、平成18年度の27件から、令和3年度には11件と減少傾向にはありますが、わいせつな行為等による処分件数は、毎年度概ね5～8件発生しており、減少には至っておりません。また、令和3年度の処分者11人のうち、臨時的任用職員は4人、採用後5年以内の教員は1人となっており、処分者数の約半数が臨時的任用職員及び経験の浅い教職員という状況であり、こうした傾向は近年、継続して見受けられることから、臨時的任用職員や会計年度任用職員に対しても、改めて、本県教職員の一員として、一段と高い倫理感を持った行動が求められることを強く指導する必要があります。県教育委員会では、令和3年度より、わいせつ事案防止対策有識者会議の「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言（令和3年4月）」を踏まえ、わいせつ事案の根絶に向けた様々な取組を実施してきたところではありますが、不祥事防止、そして、わいせつ事案の根絶のためには、繰り返し、粘り強く、取組を行い、教職員に対し、不祥事防止の意識を定着させることが重要と考えております。

そこで、令和4年度については、令和3年度の状況も踏まえ、引き続きわいせつ事案の根絶を最重要課題として、昨年度から実施している提言に基づいた取組を継続す

るとともに、臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員の不祥事防止にも重点的に対応するなど、より実効性のある取組となるよう、必要な改善を図りながら、実施していくこととしております。具体的な方策について、特に重点的な取組が必要な方針として、次の2つを重点取組方針とします。一つ目が「「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえた取組」。2点目としては、「臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員による不祥事の防止」ということを考えております。

それでは、3/12 ページをご覧ください。まずは、重点取組方針の一つ目として、提言の方策1から8について、内容を簡単にご説明しながら、今年度の取組をご説明します。「1」「(1)」「ア」の方策1「教職員の倫理に関する指針の普及」です。昨年度策定した倫理指針については、県立学校の教職員には、神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針のカードを配付させていただきました。今年度、新任の教職員等にも配付し、学校での研修等でしっかりと指針の趣旨を伝えて、更なる指針の普及を図ってまいりたいと考えております。次に、「イ」「①」の方策2「映像資料の活用」では、昨年度作成した映像資料「不祥事を自分事として考える」や文部科学省が作成する映像資料等を活用し、新規採用職員等に対する所属研修等を実施していただくことを既にお願ひしております。「②」の方策3「性被害の影響について理解を深める研修等の実施」では、昨年9月のわいせつ事案防止セミナーで講演をいただいた慶応義塾大学の小笠原教授の講義内容を、30分程度の講演として改めて撮影したものを映像資料として研修等で活用し、教職員の理解を図ってまいりたいと考えております。

続いて4/12 ページをご覧ください。「(2)」「ア」の方策4「相談、指導における留意事項の周知徹底」ですが、昨年8月に、相談、指導における組織的対応の重要性や生徒の連絡先の適切な収集及び連絡方法などの留意事項について、各県立学校に通知し、研修等により教職員に周知徹底しましたので、各学校において更に研修を行うなど、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。「イ」の方策5「学校内で不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり」ですが、昨年12月に、学校内で不祥事防止に取り組む体制を強化するため、各県立学校に置かれていた「事故防止会議」を見直し、「不祥事防止会議」を2月末までに全県立学校に設置いただきました。実施内容の一つとして、「(イ)」教職員等からの提案や意見を受け付ける体制について、各学校の取組を教育委員会で情報収集し、取組事例の情報提供を行っていく予定です。

「(3)」「ア」の方策6「同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実」ですが、昨年9月に、組織的な支援・相談体制の充実を図るために行われた取組事例の情報提供を行いました。今年度も引き続き、参考となる事例を随時提供します。

「(4)」「ア」の方策7「臨床心理士等による個別事案の分析等」ですが、今年度も引き続き、わいせつ事案を起こした行為者に対し、臨床心理士等による面談を実施し、再発防止の取組に反映していきます。最後に、「イ」の方策8「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用」についてです。これは、専門家の意見等も踏まえて、教職員の心理状況を客観的に分析できるような質問事項を盛り込んだチェックシートを作成し、教職員に配付し、自己の内面の振り返りに活用するものです。このたび、

チェックシートが完成しましたので、各学校に通知させていただく予定です。各学校で教職員に配付し、活用してまいりたいと考えております。

次に、重点取組方針2として「臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員による不祥事の防止」については、資料記載のとおり、校長等による個別面談等の実施、研修等の実施による不祥事防止の意識醸成等について、取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 ご説明の中で、チェックシートが完成したということですが、そのチェックシートというのは、どんな方々がメンバーで作られたのかということと、このチェックシートは期間を決めて、各自が自分の状況を振り返って、管理職に報告をするというような、そういう仕組みを考えた上で、配付しようとしているのか、この2点について教えていただければと思います。

行政課長 チェックシートの作成に関しては、臨床心理士の方等の意見や吉田委員にご協力をいただきまして、今回作成させていただいたところです。実際の活用については、あくまで任意による自己の振り返りのチェックシートという形で考えております。各学校校長等から周知させていただいて、それぞれの職員に自己を見つめ直して振り返っていただくということでの活用を考えております。

笠原委員 ということは、やったかやらないかというのは分からない状態だという理解でよろしいですか。

行政部長 行政課長の答弁に補足させていただきます。使用方法ですが、人権上の問題もありますので、基本的には各個人の方でまずやっていただきます。ただし、その結果等で気になる場所があった場合については、医療機関を我々の方、併せて紹介させていただくような形にしております。ご自身で気になる方はカウンセリングを受けていただく、あるいは受診していただくという、そういったような立て付けを考えているところです。

笠原委員 分かりました。確かに、個人的なものがあるのでごく難しいということは分かりましたので、是非有効な活用が図られるような、そして、ご自身を見つめ直して、より良い方向に進んでいかれるようなご対応がなされることを願っております。

下城委員 他、いかがでしょうか。

教育長 今、行政課長、行政部長が説明したチェックシート、実際に私もやってみましたけれども、かなり質問がきついです。本当に自分の気付いていなかった性癖というので

しょうか、そういったものもあぶり出されてくるような、そういうきつい質問です。ですから、これを全員にやって状況を出せと言うと、個人の思想、信条に関わってくる部分がありますので、あくまでもチェックシートをチェックしていただいて、自分に隠された課題を自分で発見していただいて、必要に応じて専門医の判断を仰ぐ、ということです。

不祥事防止については、これまで県教育委員会ではずっと取り組んでまいりました。冒頭にありましたように、これは粘り強くやるしかないのですが、ある程度、そういった教員に、自ら気が付かないところでこんな危険性を秘めている、そういったものをあぶり出す、かなり内容がきつい質問のチェックシートを用意させていただきましたので、教育委員会としては、本当に不祥事防止、これからもしっかりと力を入れていかなければいけないということで、かなり踏み込んだ内容になっております。この内容については、既に確立されたものを使わせていただいているのでオリジナルではないのですね。逆に、既に確立されたチェックシートがあって、文字を変えるのは止めてくださいと言われておりますので、そのまま使わせていただいているということですので。これは実物をご覧いただくと、かなりきついです。

下城委員 佐藤委員。

佐藤委員 では、機会があれば見せていただきたいと思います。笠原委員の最初のご質問にもあったと思うのですが、やらない自由もあるということでしょうか。

行政部長 チェックシートを二つ作っております。一つが、いろいろな人間関係、コミュニケーションその他を測る民間的なものに近いものがあります。大学の心理学の教授、吉田委員にご相談させていただいて作ったものです。これについては基本的には全員にやっていただきたいと考えております。それから、先ほど教育長がおっしゃっていた方のチェックシートについては、かなりきついものもあります。これは他県の県警の方で携わった方が中心となって作ったものです。警察職員が数万人、既に実施しているというような実績もありまして、結果について論文に書かれていたりというようなそういった実績もあります。こちらの方については、希望される方ということで、全員というよりも気になる方、やってみたいという方にやっていただくという形で考えているところです。

下城委員 両方含めて、機会があったら見せていただくことは可能ですか。

行政部長 提供させていただきたいと思います。

下城委員 河野委員、いかがでしょうか。

河野委員 私もそのチェックシートが気になっていたところでありましたので、拝見できればと思います。

感想なのですが、今回この二つのテーマについて深掘りしてご説明いただきました。もちろんこれ大変重要なことばかりだと思いますが、マルチにやはりやっていく必要があると思います。民間の組織などでは、何かを見つけるというよりは、その職場の関係性の中で、お互いにといいですか、そうならない雰囲気の日頃の中で作っていくというようなことをしており、多様な方策が必要だろうと思うのです。その人の特色、思考、行動の特性を見つけることも重要なのですが、職場での、お互いの良い雰囲気というか、そういうものを作り出す中で、ちょっと開示できるような、そんな自己開示できるような職場風土であってもいいかなと思うので、マルチ展開というのが必要かなという感想を持ちました。この2点の重点取組方針、どうぞよろしくお願いいたします。

下城委員

それでは私の方からも一言。今日吉田委員がいらっしゃいませんが、この件に関して、この件に関わっている先生たちの数の多さということから言えば、十分今までも懸命に取り組んできたということは分かるのですが、ただ、一つ一つの問題については、子どもの一生がこれで歪んでしまうというようなことであるわけなので、やはり増えてはいないけれど減ってもいけないという状況は、限りなくなくしていく方向で、もっともっと頑張らなければいけないというふうに思います。見せていただいた資料にも「拡充」「拡充」「拡充」という言葉があって、これが一体どこまで続くのか、続けられるのか。今、河野委員もおっしゃっていたようにマルチに展開する必要がありますし、それから臨時的任用職員で問題が起きているというのであれば、この資料に出てきませんでしたけれども、正規採用を増やすという方向でも努力しているわけですから、そういうことも併せて考えていく。

私は大学で哲学を教えているものですから、いつも思うのですが、公務員というものと教職員というものは、違う世界を見ていると思うのです。公務員というものは、周りに大人だけがいるのですが、教員というものは、クライアントという言い方がいいかどうか分かりませんが、子どもを前にするわけですが、未成年を前にするわけですね。教員の人は、ここでも教員籍の方はお分かりだと思うのですが、教員から見ると、皆が子どもを前にしているので、自分たちが特別なことをしているとは思わないのですが、それは多分違って、公務員という普通の仕事と一括りにできないような、子どもを前にするというのはより高い倫理感を要求されることなのだというのを、もっと自分自身が知る必要がある、周知徹底する必要がある。教員というものは、公務員の中でも更に子どもを相手にする、面と向かう。だから、もしもこれを傷つけてしまったら取り返しのつかないことになるのだというということの自覚ですね。これを「倫理感」という言葉で言うと、何かその公務員の倫理ということで同じにされてしまうのですが、もう全然違う世界を見ている中で仕事をしているのだというふうに、この他に看護師とか医者とかいろいろありますけれども、思っただけが必要があるのではないかとこのように常々思っているところです。よろしく願いいたします。

笠原委員

昨年度でしょうか、吉田委員のご発言にあったかと思うのですが、今日の資料の中にも、「教職員の倫理に関する指針の普及」ということで「新任の教職員等にも配付

し、所属研修等において、更なる普及を図る。」と書いてあるのですが、全体が集まる場で、話す機会があってもいいのではないかとといったようなこととお話しされた場面があったと思うのですが、つまり、それぞれの所属でやるという意図は理解できるのですが、全体で、これから自分たちがどういう仕事に携わり、何を大事に日々の教育活動を行っていくかということ、教育委員の立場、ドクターであるということも含めて、何かお話をするというのも一つありなのではないかなという気がしているのです。実際にその作成にも関わっている者たちが、どんな願いをもって、神奈川の先生たちとして、皆さんを受け入れているかというのも一つありなのかなと、下城委員のお話を聞きながら改めて、今日、吉田委員はいらっしゃらないのですが、思ったところなので、今後のご参考までにはしていただければと思います。

下城委員 よろしいでしょうか。それではここまでとさせていただきます。
ここで、議事について教育長にお願いしたいと思います。

教育長 それではここで、約5分間の休憩とさせていただきます。

(10時40分休憩に入り、10時45分再開する)

教育長 それでは、4月臨時会を再開いたします。引き続き、進行を下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、日程第1の臨教第10号議案に移りたいと思います。
ただいまから、非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、県立高校改革担当課長、行政課長を指定します。

(10時45分非公開の会議に入り、11時09分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉会いたします。

令和4年4月26日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第10号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第11号議案

- ・ 学校支援課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第12号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。